

「Healthcare Guideline 自己宣言」ロゴマーク使用規約

制定 平成 31 年 4 月 12 日

最終改訂 令和 3 年 6 月 9 日

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

1. 目的

「Healthcare Guideline 自己宣言」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」といいます。）は、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（以下「あり方」といいます。）に基づいて業界自主ガイドライン等を策定し、自己宣言をした業界団体が、「Healthcare Guideline 自己宣言」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマーク

ロゴマークは次に掲げるものです。



3. 事務局

ロゴマークの管理に係る事務局は、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課とします。

4. 使用の基準について

(ア) ロゴマークは、縦横の比率を変更せずにご使用ください。

(イ) ロゴマークを付与された業界団体は、業界自主ガイドラインや認証制度の普及のための活動のみにロゴマークを使用することができます。

(ウ) ロゴマークを付与された業界団体は、ロゴマークを適切に管理し、目的外の使用がないよう、会員企業等に周知徹底しなければなりません。

(エ) ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾

することはできません。

- (オ) ロゴマークを使用していることの説明責任は、ロゴマークを付与された業界団体に帰するものであり、経済産業省やその他「あり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- (カ) ロゴマークの使用にあたって要する一切の費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、ロゴマークを付与された業界団体が負担します。
- (キ) 以下の場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。また、以下の事実に関連して第三者に損害を与えたときには、ロゴマークを付与された業界団体が当該損害についての全責任を負うものとします。
 - ① 法令や公序良俗に反する方法で使用した場合
 - ② その他、「あり方」の趣旨に明らかに反するような方法で使用した場合
 - ③ その他、経済産業省が適当でないと認めた場合
- (ク) ロゴマークを付与された業界団体以外は、ロゴマークを使用することができません。ただし、「あり方」の取組を広報・促進することを目的として報道機関等が使用する場合であって、経済産業省へ事前に通知し経済産業省が承諾した場合は、この限りではありません。

5. 使用申請方法

- (ア) ロゴマークの使用を希望する者は、策定した業界自主ガイドライン等、別紙「宣言書」及び「チェックリスト」を事務局に提出してください。
- (イ) 事務局は、提出された業界自主ガイドライン等が「あり方」に沿って策定されているかどうか確認の上、結果を通知します。

6. 使用期間

ロゴマークの使用期間は、自己宣言をした日以降で、業界自主ガイドライン等を策定又は改訂をした日から最長2年以内とします。

7. 使用の取り消し

ロゴマーク使用期間中であっても、「本使用規約」及び「あり方」の規定に沿っていないという疑義が生じた場合には、ロゴマーク付与を停止することがあります。

8. 情報の公表について

ロゴマークを付与した業界自主ガイドライン及び業界団体の名称等を経済産業省ウェブサイトにて公表します。

9. ガイドラインの普及状況に関する報告

経済産業省は、ロゴマークを使用している業界団体に対し、業界自主ガイドラインの業界内外での普及状況や、ロゴマークの使用状況について報告を求めることがあります。当該報告を求められた者はその内容を報告するものとします。

10. 規約の改訂

本使用規約は、経済産業省により、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合があります。

宣言書

経済産業省

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 殿

下記の事項について、本書面で誓約致します。

記

- 策定した業界自主ガイドライン等は、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の記載事項を踏まえ策定していることを宣言します。
- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を遵守していることの説明責任は、策定を行った業界団体に帰するものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ策定した業界自主ガイドライン等に基づき、会員企業等が提供するヘルスケアサービスが、第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた会員企業等が当該損害についての全責任を負うものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ロゴマークの使用は、業界自主ガイドライン等の普及のための活動のみに限るものであり、会員企業等がロゴマークを使用することはありません。
- 会員企業等に対し、ロゴマークを使用することがないように周知徹底します。
- ロゴマークの使用にあたって要する一切の費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用等を含め、業界団体が負担します。
- 会員企業等に対し関係法令等の遵守の徹底を図り、健全なヘルスケア産業の発展に努めます。
- 経済産業省から要請がある場合は、ヘルスケアサービス提供実態やロゴマーク使用実態等の報告を行うものとします。
- 本宣言書及び別表は、業界自主ガイドライン等内に別添することで公知します。

以上

年 月 日

（業界自主ガイドライン名・認証制度名）

（業界団体名）（代表者役職・氏名）

※連絡先 （担当者氏名）

（メールアドレス）

「あり方」に示された踏まえるべき観点 チェックリスト

	「あり方」 該当箇所	踏まえるべき観点	理由・根拠	
1	(ア) 透明性	1)	業界自主ガイドライン等の公開	
2		1)①	策定委員会メンバー構成の適切性 専門性のある意見を聴取できる者の参画	
3		1)②	制度を所管する関係省庁（課室）への確認	
4		1)③	議事要旨や関連資料等の公開	
5		2)	社会的責任に関わる情報の策定や開示	
6	(イ) 客観性	1),2),3)	ヘルスケアサービスの安全性及び効果の裏付けとなるエビデンスを開示する体制の整備	
7		4),5)	開示される安全性やエビデンスにおける用語の定義や情報源、対象者、測定方法等の明示	
8	(ウ) 継続性	1)	人的資源や財政基盤の明示	
9		2)	ヘルスケアサービスを中止する場合の補償や事業者における対応等の明示	

※枠内で書ききれない場合には、別途資料を添付してください。

業界自主ガイドライン等に入れるべき項目の骨子 チェックリスト

番号	入れるべき項目の骨子	業界自主ガイドライン等の該当ページ
1	ガイドラインの趣旨・背景	
2	ガイドラインの適用範囲	
3	ヘルスケアサービスの品質を確保するための仕組み	
4	ガイドラインで使用する用語及び定義	
5	想定される仲介者及び利用者	
6	ヘルスケアサービス事業者が遵守すべき事項とその実施体制	
7	保持しておくべきエビデンスの内容とその開示体制	
8	仲介者、利用者に情報提供すべき内容や広告表示のあり方	
9	関係する法令・制度、標準規格、業界自主ガイドライン等	
10	ガイドラインの有効期間	

業界自主ガイドライン等の見直しに当たって特に確認する事項 チェックリスト

番号	見直しに当たって特に確認する事項	確認結果
1	想定する仲介者や利用者の変化、仲介者や利用者のニーズの変化	
2	関係する法令や規格等の変更の有無	
3	ヘルスケアサービスに関する新たなエビデンスデータ等の公表の有無	
4	ヘルスケアサービスの安全性、予防・健康上の効果についての再検証の必要性	
5	業界自主ガイドライン等に定められた事項の事業者の遵守状況	

※枠内で書ききれない場合には、別途資料を添付してください。